

グループホーム さつき 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社さつき福寿サービスが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業（介護予防認知症対応型共同生活介護事業を含む。以下同）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。

5 常に、提供したサービスの質の管理と評価を行います。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「グループホームさつき」とします。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとします。職務は人員配置の都合上兼務する場合もあります。

- ① 施設長 1名（常勤）施設長は、ホーム全体の運営統括を行うとともに、利用者の苦情受付けにあたりサービスの質の向上に

努めます。施設長は管理者を兼務します。

- ② 管理者 1 名（常勤） 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。
- ③ 計画作成担当者 1 名（常勤） 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、提携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。
- ④ 介護職員 10 名（常勤・非常勤） 介護職員は、利用者に対し必要な介護業務及び支援を行います。また利用者の日常の健康管理を行い、急変時には家族の了解の下に受診や入院等の対応をします。

（利用定員）

第 6 条 利用定員は、8 名とします。

（介護の内容）

第 7 条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

（介護計画の作成）

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成します。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行います。

（利用料等）

第 9 条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとします。

- ① 家賃……………居室ごとに 53,000～45,000 円／月

- ② 食費(税別)……………1,500 円／日
 - ③ 光熱費……………8,000 円／月
 - ④ その他の日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用……………実費
- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とします。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づいて、現金、銀行口座振込み、または自動引落としによって指定期日までに受けるものとします。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とします。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただくことがあります。
- 3 入院等で長期間外泊する場合は、1 ヶ月かつ 1 回を限度に契約を継続できますが、その他は一旦退居していただきます。
- 4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供期間と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は在職中、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 従業者であつた者が退職後、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、登録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じます。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 従業者等の質の向上を行うため、次のとおり研修の機会を設けます。

① 採用時研修……………採用後 1 ヶ月以内

② 経験に応じた研修……………随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備します。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

附則 この規程は、平成 15 年 8 月 1 日より施行します。

2 平成 15 年 9 月 1 日第 9 条改定。「利用料等」。

3 平成 15 年 11 月 22 日第 5 条改定。「職員の員数」。

4 平成 16 年 2 月 25 日第 1 条他改定。「認知症」。

5 平成 18 年 4 月 1 日第 1 条改定。介護予防追加。

6 平成 26 年 4 月 1 日、9 月 1 日第 9 条改定。「利用料等」。

7 令和 3 年 7 月 1 日第 14 条 15 条追加。「事故発生防止」、「外部評価」。